

大正五年十二月改正遞信省造船規定

遞信省に於ては、今回造船規定を改正公布され来る大正六年一月一日より施行する事となりしか其内船體及び汽關部に於ける材料及材料試験に關するものを抜萃すれば左の如し。（編者識）

第二編 船體部

第二章 材料及材料試験

第二十二條 壓延鋼材ハ平爐ニ依リ製造シ裂疵其ノ他ノ缺點ナキモノナルコトヲ要ス
第二十三條 鋸釘用鋼圓材ヲ除キ其ノ他ノ壓延鋼材ニハ左ノ試験ヲ執行スヘシ

一 抗張試験 鋼材ノ厚〇・三七五吋未満ナルトキハ幅二吋半ヲ、厚〇・三七五吋以上〇・八七五吋以下ナルトキハ幅二吋ヲ、厚〇・八七五吋ヲ超ユルトキハ幅一吋半ヲ超エサル試験材ニ付執行シ
一平方吋ノ抗張力ハ二十八噸以上三十二噸以下ニシテ其ノ伸長ノ割合ハ八吋ノ標點間ノ長ニ於テ厚〇・三七五吋未満ナルトキハ百分ノ十六以上厚〇・三七五吋以上ナルトキハ百分ノ二十以上ナルコトヲ要ス但シ鋼板ヲ除キ其ノ他ノ鋼材ハ抗張力ノ上限ハ三十三噸ト爲シ伸長ノ割合大ナル鋼材及常温ニテ曲縁工事ヲ施スヘキ鋼枚ハ抗張力ノ下限ヲ二十六噸ト爲スコトヲ得

二 届曲試験 燒入届曲試験ニ於テハ血紅色ニ熱シタル試験材ヲ華氏八十度以下ノ水中ニテ冷却シ之ヲ試験材ノ厚ノ三倍ヲ超エサル内徑ヲ以テ百八十度届曲シ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

常温届曲試験ニ於テハ常温ノ儘前項ノ試験ヲ執行シ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

前項第二號ノ試験材ハ幅一吋以上ニシテ試験スヘキ鋼材ヨリ剪断シタル儘ト爲スヘシ但シ厚〇五吋以上ナルトキハ剪断面ヲ平削スルコトヲ得

第二十四條 梁柱、舵板及厚〇・二吋ヲ超エサル鋼材ニハ抗張試験ヲ省略スルコトヲ得
甲板室、船樓甲板上又ハ蔽圍シタル場所ニ在ル縁材ヲ除キタル機關室圍壁及圍壁艤口、石炭庫圍壁、錨鎖庫圍壁、仕切隔壁、舷牆、彎曲部龍骨、汽罐臺、補助機臺其ノ他之ニ相當スル部分ニ用ウル鋼材ニハ材料試験ヲ省略スルコトヲ得

前二項ニ掲タルモノノ外重要ナラサル部分ニ使用スル鋼材ニハ特ニ遞信大臣ノ認可ヲ受ケ材料試験ヲ省略スルコトヲ得

第二十五條 鋸釘用鋼圓材ハ徑ノ八倍又ハ四倍ニ等シキ標點間ノ長ヲ有スル試験材ニ付抗張試験ヲ執行シ一平方吋ノ抗張力ハ二十五噸以上三十噸以下ニシテ其ノ伸張ノ割合ハ標點間ノ長カ徑ノ八倍ナルトキハ徑ノ百分ノ二十五以上、徑ノ四倍ナルトキハ百分ノ三十以上ナルコトヲ要ス
第二十六條 前條ノ抗張試験ヲ執行セサル鋼圓材ヲ以テ製造シタル鋸釘ニハ左ノ試験ヲ執行スヘシ

一 届曲試験 常温ノ儘其ノ桿部ヲ百八十度届曲シテ相接著セシメ届曲ノ外部ニ裂疵ヲ生セアルコトヲ要ス

二 鍛鍊試験 鋸釘ヲ熱シ其ノ頭ヲ釘徑ノ二・五倍迄ニ扁平ニ打壓シ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス
第二十七條 鑄鋼材ハ適當ナル焼鈍爐ニ於テ焼鈍スルコトヲ要ス焼鈍後施工ノ爲再ヒ之ヲ熱シタル場合ニ於テハ検査官吏ニ於テ必要ト認ムルトキハ更ニ焼鈍スルコトヲ要ス

重要ナル鍛鋼材ニシテ検査官吏ニ於テ必要ト認ムルモノニ付テハ適當ニ焼鈍スルコトヲ要ス
燃鈍スヘキ材料ノ試験材ハ燒鈍後之ヲ切取ルコトヲ要ス

第二十八條 鑄鋼製ノ船首材、船尾骨材、舵、舵柄、螺旋軸支肘等ニハ左ノ試験ヲ執行スヘシ

一 抗張試験 徑〇・五六四吋ナルトキハ二吋、徑〇・七九八吋ナルトキハ三吋、徑〇・九七七吋ナルト

キハ三吋半ノ標點間ノ長ヲ有スル試験材ニ付執行シ一平方吋ノ抗張力ハ二十六噸以上三十
六噸以下ニシテ其ノ伸長ノ割合ハ標點間ノ長ニ於テ百分ノ二十以上ナルコトヲ要ス
二 屈曲試験 幅一吋厚四分ノ三吋ノ長方形截面ヲ有シ其ノ四隅ヲ半徑十六分ノ一吋ノ圓形ト
爲シタル試験材ヲ作リ常温ノ儘二吋ヲ超エサル内徑ヲ以テ百二十度以上屈曲シ裂疵ヲ生セ
ナルコトヲ要ス

三 墜落試験 一材ニ鑄造シタル船尾骨材ニ於テハ其ノ突出部ノ形狀ニ適合スヘキ穴ヲ硬質ノ
地面ニ穿チ置キ該材ノ一端ヲ地面ト四十五度ノ傾斜ニ起シテ地上ニ墜落シ又船首材、舵、舵柄
螺旋軸支肘、二材以上ニ鑄造シタル船尾骨材等ニ於テハ其ノ形狀及重量ニ應シ七呎乃至十呎
ノ高ヨリ之ヲ墜落スヘシ但シ長大又ハ複雜ナル形狀ニシテ之ヲ墜落スルトキハ變形スル虞
アルモノニ付テハ鑄物ノ上部及底部ヨリ各二箇ノ試験材ヲ採リテ抗張試験及屈曲試験ヲ執
行シ墜落試験ヲ省略スルコトヲ得

四 錐打試験 鑄鋼材ハ墜落試験ヲ執行シタル後之ヲ吊シテ重量七封度以上ノ錐ヲ以テ敲キ其
ノ生來ノ裂疵及墜落試験ニ起因スル裂疵ノ有無ヲ檢シ其ノ痕跡ナキコトヲ要ス
錐打試験ハ墜落試験ヲ省略シタルモノニ付テモ亦之ヲ執行スヘシ

前項ニ掲ケサル鑄鋼材ニハ検査官吏ニ於テ必要ト認ムルトキハ適當ナル材料ヲ執行スヘシ
第二十九條 可鍛鑄鐵製ノ舷窓ノ枠及栓ハ遞信大臣ノ適當ト認ムル材料試験ニ合格シタルモノナ
ルコトヲ要ス但シ船樓ニ設クル舷窓又ハ舷窓ノ下端カ滿載喫水線上十呎以上ノ位置ニ設クルモ
ノノ枠及栓ニ付テハ該試験ヲ省略スルコトヲ得

前項ニ掲ケサル可鍛鑄鐵材ニハ検査官吏ニ於テ必要ト認ムルトキハ適當ナル材料試験ヲ執行ス
ヘシ

第三十條 鍛鋼材ハ幹部ノ截面ヲ原塊鋼ノ截面ノ五分ノ一以内ニ、其ノ他ノ部分ノ截面ヲ原塊鋼ノ
截面ノ三分ノ二以内ニ鍛錬シタルモノナルコトヲ要ス

第三十一條 鍛鋼材ニハ幹部ヨリ小ナラサル截面ヲ有スル部分ヨリ縱ニ切取リタル試験材ニ付左
ノ試験ヲ執行スヘシ

一 抗張試験 徑〇・五六四吋ナルトキハ二吋、徑〇・七九八吋ナルトキハ三吋、徑〇・九七七吋ナルト
キハ三吋半ノ標點間ノ長ヲ有スル試験材ニ付執行シ一平方吋ノ抗張力ハ二十六噸以上三十一
五噸以下ニシテ其ノ伸長ノ割合ハ標點間ノ長ニ於テ抗張力二十六噸ノモノハ百分ノ三十一
以上、抗張力三十五噸ノモノハ百分ノ二十二以上又抗張力ノ噸數ト伸長ノ割合ノ百分率ノ分
子トノ和ハ五十七以上ナルコトヲ要ス但シ鍛接ヲ爲スヘキ鍛鋼材ハ一平方吋ノ抗張力二十
二噸以上二十六噸以下ニシテ其ノ伸長ノ割合ハ標點間ノ長ニ於テ抗張力二十二噸ノモノハ
百分ノ三十五以上、抗張力二十六噸ノモノハ百分ノ三十一以上又抗張力ノ噸數ト伸長ノ割合
ノ百分率ノ分子トノ和ハ五十七以上ナルコトヲ要ス

二 届曲試験 幅一吋厚四分ノ三吋ノ長方形截面ヲ有シ其ノ四隅ヲ半徑十六分ノ一吋ノ圓形ト
爲シタル試験材ヲ作リ常温ノ儘二分ノ一吋ヲ超エサル内徑ヲ以テ百八十度届曲シ裂疵ヲ生
セサルコトヲ要ス但シ一平方吋ノ抗張力三十二噸ヲ超ユルモノニ在リテハ届曲ノ内徑ヲ四
分ノ三吋ト爲スコトヲ得

小形鍛鋼材ニシテ鍛造完了ノ際一様ニ加熱シタルモノ又ハ適當ナル燒鈍法ヲ施シタルモノニ付
テハ前項ノ試験ヲ省略スルコトヲ得

第三十二條 試験材ノ數ハ左表ニ依ルヘシ

種類 抗張試験材ノ數 屈曲試験材ノ數 鍛鍊試験材數

壓延鋼材(鉸釘用)
圓材ヲ除ク)

同一鎔解ノ板若ハ形材毎ニ
一箇(板若ハ形材カ二十五
ヘ又板若ハ形材ノ厚カ
一五吋ヲ異ニスルモノ毎ニ
尙一箇ヲ加フ)又ハ同一種
類ノ材料ヨリ検査官吏ノ適
當ト認ムル數

一箇ノ鋼片ヨリ壓延シタル
板若ハ形材毎ニ一箇又ハ同
一種類ノ材料ヨリ検査官吏
ノ適當ト認ムル數

鉸釘用圓材

同一鎔解ノ材料十噸若ハ十
噸未満每ニ一箇又ハ同一種
類ノ材料ヨリ検査官吏ノ適
當ト認ムル數

同一種類ノ鉸釘ヨリ検査官
吏ノ適當ト認ムル數

同上

鑄鋼材

上ノ鎔解ヨリ製造シタル鑄
鋼材ニ付テハ四箇

同一種類ノ鉸釘ヨリ検査官
吏ノ適當ト認ムル數

同上

鉸釘

鑄鋼材毎ニ一箇

同上

同一鎔解又ハ同一種類ノ板若ハ形材ヨリ採リタル屈曲試験材ニハ約半數宛焼入屈曲試験ト常温

屈曲試験トヲ執行スヘシ但シ常温ニテ曲線工事ヲ施スヘキ鋼板ノ試験材ニハ検査官吏ノ見込ニ
依リ常温屈曲試験ノミヲ執行スヘシ

第三十三條 本章第二十三條及第二十五條ノ試験材カ試験ニ合格セサルトキハ更ニ同一ノ鋼材ヨ

リ二箇ノ試験材ヲ採リ其ノ適否ヲ試験シ二箇ノ試験材カ共ニ試験ニ合格シタル場合ニ於テハ之

ヲ合格トス

前項ノ試験ニ合格セサル場合ニ於テハ試験材ヲ採リタル鋼材ヲ除キ其ノ他ノ鋼材毎ニ本章第
二十三條及第二十五條ノ試験ヲ執行シ合格シタルモノハ之ヲ合格トス
二箇ノ試験材カ共ニ試験ニ合格スルトキハ之ヲ合格トス

本章第二十八條及第三十一條ノ試験材カ抗張試験又ハ屈曲試験ニ合格セサルトキハ検査官吏ニ
於テ該試験ノ結果ヲ考量シ試験材カ適當ニ材質ヲ表明セスト認メタル場合ニ限り合格セサルモ
ノニ對シ更ニ試験材ヲ作リ其ノ適否ヲ試験シ該試験材カ合格スルトキハ之ヲ合格トス

第三十四條 遞信大臣ハ本章ノ規定ニ合格セサル材料ト雖材料試験ノ成績ニ徵シ之カ使用ヲ認可
スルコトアルヘシ

第一編 機關部

第二章 材料試験

第七條 抗張試験ヲ執行スヘキ試験材ハ左ノ寸法ト爲スコトヲ要ス

一 鐵板 標點間ノ長八吋幅一吋四分ノ一以上ニシテ厚ハ成ルヘク壓延シタル儘ト爲スヘシ
二 鋼板及鋼形材 標點間ノ長八吋ニシテ厚ハ成ルヘク壓延シタル儘ト爲シ幅ハ試験材ノ厚〇

三 七五吋未満ナルトキハ二吋半ヲ、〇・三七五吋以上〇・八七五吋以下ナルトキハ二吋ヲ〇・八七
五吋ヲ超ユルトキハ一吋半ヲ超ユルコトヲ要ス

三 支柱用及螺旋支柱用鐵圓材 標點間ノ長八吋ニシテ其ノ截面積〇・二五平方吋以上ナルコト
ヲ要ス

四 鋼圓材 標點間ノ長試験材ノ徑ノ八倍ニシテ其ノ截面積〇・二五平方吋以上ナルコト
ヲ要ス

但シ試験材ノ徑一吋ヲ超エルトキハ標點間ノ長ヲ試験材ノ徑ノ四倍ト爲スコトヲ得

五 鋼鉸釘 標點間ノ長ハ試験材ノ徑ノ二・五倍ナルコトヲ要ス

六 鑄鋼材及鍛鋼材 標點間ノ長ハ徑〇・五六四吋ナルトキハ二吋、徑〇・七九八吋ナルトキハ三吋、
徑〇・九七七吋ナルトキハ三吋半ナルコトヲ要ス

第八條 届曲試験ヲ執行スヘキ試験材ハ左ノ寸法ト爲スコトヲ要ス

一 板及形材 幅一吋半以上ニシテ試験スヘキ板又ハ形材ヨリ剪斷シタル儘ト爲スヘシ但シ厚
〇・五吋以上ナルトキハ剪斷面ヲ平削スルコトヲ得
二 圓材 徑ハ壓延シタル儘ト爲スコトヲ要ス但シ徑一吋半ヲ超ユルトキハ其ノ徑ヲ一吋半迄
減スルコトヲ得

三 鑄鋼材及鍛鋼材 幅一吋厚四分ノ三吋ノ長方形截面ヲ有シ其ノ四隅ハ半徑十六分ノ一吋ノ
圓形ト爲スヘシ

第九條 汽罐ノ製造ニ使用スル鐵材ニハ左ノ試験ヲ執行スヘシ

一 抗張試験 板ハ一平方吋ノ抗張力纖維ニ沿ヒテハ二十噸以上、纖維ヲ横リテハ十八噸以上ニ
シテ其ノ伸長ノ割合ハ纖維ニ沿ヒテハ百分ノ九以上、纖維ヲ横リテハ百分ノ七以上、支柱用、螺
旋支柱用及鉸釘用圓材ハ一平方吋ノ抗張力二十三噸以上ニシテ其ノ伸張ノ割合ハ百分ノ十
五以上ナルコトヲ要ス

二 鍛鍊試験 鉸釘ハ之ヲ熱シ其ノ頭ヲ釘徑ノ二・五倍迄ニ扁平ニ打壓シ且釘身ヲ扁平ニシ之ニ
釘徑ニ等シキ打貫孔ヲ穿チ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

螺旋支柱ニシテ其ノ端ヲ鉸締スルモノニハ鉸釘ニ準シ試験ヲ執行スヘシ
第十條 汽罐ノ製造ニ使用スル鋼材ニハ左ノ試験ヲ執行スヘシ

一 抗張試験 抗張力及伸長ノ割合ハ左表ニ依ルヘシ

種類	抗張力(每平方吋頓ニテ)	(標準試験材ノ伸長ノ割合 (百分率))	長カ径ノ四倍ヲ有スル試験 材ノ伸長ノ割合(百分率)
----	--------------	------------------------	------------------------------

胴板、支梁板其他	二六以上二七未満	二〇	二三
加工ノ爲加熱セサル板	二七以上二八未満	一八・五	厚〇・三七 五吋未満
反火焰ニ接觸セサル板	二八以上三二以下	一一〇	二二・五
其ノ他ノ諸板	二五以上二六未満	一一七	一一四・五
支柱用圓材及形材	二六以上三〇以下	一一五	二一・五 厚〇・三七 五吋未満
螺旋支柱用圓材	二六以上二七未満	一一三	二五・五
螺釘用圓材	二七以上二八未満	一一〇	二四・五
螺釘用圓材	二八以上三三以下	一一一	二四
螺釘用圓材	二五以上二六未満	一一一	二九・五
螺釘用圓材	二六以上三〇以下	一一一	二八
螺釘用圓材	二五以上二六未満	一一一	三一・五
螺釘用圓材	二六以上三〇以下	一一一	二六・五

螺釘用圓材ニ付抗張試験ヲ執行セサルトキハ該圓材ヨリ製作シタル鉸釘ニ付抗張試験ヲ執行スヘシ此ノ場合ニ於テハ一平方吋ノ抗張力ハ二十五頓以上三十頓以下ニシテ其ノ截面積ノ縮少ノ割合ハ百分ノ六十以上ナルコトヲ要ス厚十六分ノ三吋ヲ超エサル板ニハ抗張試験ヲ省略スルコトヲ得重要ナラサル部分ニ使用スル材料ニ付遞信大臣ノ認可ヲ得タル場合亦同シ

二 届曲試験 板圓材及形材ノ燒入届曲試験ニ於テハ血紅色ニ熱シタル試験材ヲ華氏八十度以下ノ水中ニテ冷却シ之ヲ試験材ノ厚又ハ徑ノ三倍ヲ超エサル内徑ヲ以テ百八十度届曲シ裂

疵ヲ生セサルコトヲ要ス

板、圓材及形材ノ常温屈曲試験ニ於テハ常温ノ儘前項ノ試験ヲ執行シ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

加工ノ爲加熱スル部分及火焔ニ接觸スル部分ニ使用スル鋼材ニハ焼入屈曲試験ヲ、其ノ他ノ鋼材ニハ焼入屈曲試験又ハ常温屈曲試験ヲ執行スヘシ、鉸釘用圓材ニハ屈曲試験ヲ執行セス
第十一條 鋼製ノ鉸釘ニハ左ノ試験ヲ執行スヘシ

一 屈曲試験 常温ノ儘其ノ桿部ヲ百八十度屈曲シテ相接著セシメ屈曲ノ外部ニ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

二 鍛鍊試験 鉸釘ヲ熱シ其ノ頭ヲ釘徑ノ二・五倍迄ニ扁平ニ打壓シ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス
第十二條 軸、軸ノ一部其ノ他打物ヲ通常使用スヘキ箇所ニ使用スル鑄鋼材ニハ左ノ試験ヲ執行スヘシ

一 抗張試験 一平方吋ノ抗張力ハ二十六噸以上三十六噸以下ニシテ其ノ伸長ノ割合ハ百分ノ二十以上ナルコトヲ要ス

二 屈曲試験 常温ノ儘二吋ヲ超エサル内徑ヲ以テ百二十度以上屈曲シ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

三 墜落試験 鑄鋼材ハ其ノ形狀及重量ニ應シ七呎乃至十呎ノ高ヨリ硬質ノ地上ニ之ヲ墜落スヘシ但シ長大又ハ複雜ナル形狀ニシテ之ヲ墜落スルトキハ變形スル虞アルモノニ付テハ鑄物ノ上部及底部ヨリ各二箇ノ試験材ヲ採リテ抗張試験及屈曲試験ヲ執行シ墜落試験ヲ省略スルコトヲ得

四 錐打試験 鑄鋼材ハ墜落試験ヲ執行シタル後之ヲ吊シテ重量七封度以上ノ錐ヲ以テ敲キ其

ノ生來ノ裂疵及墜落試験ニ起因スル裂疵ノ有無ヲ検シ其ノ痕跡ナキコトヲ要ス
鎚打試験ハ墜落試験ヲ省略シタルモノニ付テモ亦之ヲ執行スヘシ

第十三條 前條ニ掲タルモノヲ除キ其ノ他ノ鑄鋼材ニハ前條ノ墜落試験及鎚打試験ヲ執行シ抗張
試験及屈曲試験ヲ執行セス

第十四條 軸、吸鍔、接續鍔、滑瓣鍔、及隔心鍔ニ使用スル鍛鋼材ニハ幹部ヨリ小ナラサル截面ヲ有ス
ル部分ヨリ縱ニ切取リタル試験材ニ付左ノ試験ヲ執行スヘシ此ノ場合ニ於テ試験材ハ之ヲ鍛錬
スルコトヲ得ス

一 抗張試験 一平方吋ノ抗張力ハ二十八噸以上三十五噸以下ニシテ伸長ノ割合ハ抗張力二十八
八噸ノモノハ百分ノ二十九以上、抗張力三十五噸ノモノハ百分ノ二十二以上又抗張力ノ噸數
ト伸長ノ割合ノ百分率ノ分子トノ和ハ五十七以上ナルコトヲ要ス

二 屈曲試験 常温ノ儘二分ノ一吋ヲ超エサル内徑ヲ以テ百八十度屈曲シ裂疵ヲ生セサルコト
ヲ要ス但シ一平方吋ノ抗張力三十二噸ヲ超ユルモノニ在リテハ屈曲ノ内徑ヲ四分ノ三吋ト
ナスコトヲ得

第十五條 可鍛鑄鐵材ニハ遞信大臣ノ適當ト認ムル材料試験ヲ執行スヘシ但シ重要ナラサル部分
ニ使用スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 試験材ニハ原材料ト異リタル熱處理ヲ爲スコトヲ得ス
燒鈍スヘキ鍛鋼材及鑄鋼材ノ試験材並加工前燒鈍スヘキ罐板ノ試験材ハ材料ヲ燒鈍シタル後之
ヲ切取ルコトヲ要ス

第十七條 試験材ノ數ハ左表ニ依ルヘシ

種類

抗張試験材ノ數

屈曲試験材ノ數

鍛鍊試験材ノ數

加工ノ爲加熱シ又ハ火
焰ニ接觸スル部分ニ使
用スル鋼板

一箇延シタル儘ノ板一枚毎ニ
一箇

其ノ他ノ鋼板

同右

加工ノ爲加熱シ又ハ火
焰ニ接觸スル部分ニ使
用スル鋼形材

同一鎔解ノ形材毎ニ二箇
形材同一鎔解ヨリ壓延シタル
ノハ超エタル數十五箇ヲ超ユルトキ
未滿每ニ一箇ヲ加フ又ハ其
官吏同一種類ノ材料ヨリ検査
適當ト認ムル數

其ノ他ノ鋼形材

同右

同一鎔解ノ形材毎ニ二箇
形材同一鎔解ヨリ壓延シタル
ノハ超エタル數十五箇ヲ超ユルトキ
未滿每ニ一箇ヲ加フ又ハ其
官吏同一種類ノ材料ヨリ検査
適當ト認ムル數

同一鎔解ノ圓材毎ニ二箇
形材同一鎔解ヨリ壓延シタル
ノハ超エタル數十五箇ヲ超ユルトキ
未滿每ニ一箇ヲ加フ又ハ其
官吏同一種類ノ材料ヨリ検査
適當ト認ムル數

同一鎔解ノ圓材毎ニ二箇
形材同一鎔解ヨリ壓延シタル
ノハ超エタル數十五箇ヲ超ユルトキ
未滿每ニ一箇ヲ加フ又ハ其
官吏同一種類ノ材料ヨリ検査
適當ト認ムル數

同一鎔解ノ圓材毎ニ二箇
形材同一鎔解ヨリ壓延シタル
ノハ超エタル數十五箇ヲ超ユルトキ
未滿每ニ一箇ヲ加フ又ハ其
官吏同一種類ノ材料ヨリ検査
適當ト認ムル數

鋼圓材

鋼 鋼 釘

同一種類ノ鉄釘ヨリ検査官
吏ノ適當ト認ムル數

同 上 同 上

軸等打物ヲ通常使用ス
ヘキ筒所ニ用フル鑄鋼
材

鑄鋼材每ニ一箇、二箇解以
上ノ鎔解ヨリ製造シタル鑄
鋼材ニ付テハ四箇

鑄鋼材每ニ一箇

同 上

二噃二分ノ一以上ノ重量ヲ有スル鋼板ニ在リテハ其ノ兩端ヨリ抗張試験材及屈曲試験材各一箇
宛ヲ採リ屈曲試験材ニ付テハ焼入屈曲試験ト常温屈曲試験トヲ執行スヘシ
小形鍛鋼材及小形鑄鋼材ニ在リテハ本表ニ掲タル試験材ノ検査官吏ノ適當ト認ムル數迄減スル
コトヲ得

鐵材ノ試験材ノ數ハ検査官吏ノ適當ト認ムル所ニ依ル

第十八條 本章第九條及第十條ノ試験材カ試験ニ合格セサルトキハ更ニ同一材料ヨリ二箇ノ試験
材ヲ採リ其ノ適否ヲ試験シ二箇ノ試験材カ共ニ試験ニ合格シタル場合ニ於テハ之ヲ合格トス
試験材カ前項ノ試験ニ合格セサル場合ニ於テハ試験材ヲ採リタル材料ヲ除キ其ノ他ノ材料毎ニ
本章第九條及第十條ノ試験ヲ執行シ合格シタルモノハ之ヲ合格トス

本章第十一條ノ試験材カ試験ニ合格セサルトキハ更ニ二箇ノ試験材ヲ採リ其ノ適否ヲ試験シ二
箇ノ試験材カ共ニ試験ニ合格スルトキハ之ヲ合格トス

本章第十二條及第十四條ノ試験材カ抗張試験又ハ屈曲試験ニ合格セサルトキハ検査官吏ニ於テ
該試験ノ結果ヲ考量シ試験材カ適當ニ材質ヲ表明セスト認メタル場合ニ限り合格セサルモノニ
對シ更ニ試験材ヲ作リテ其ノ適否ヲ試験シ該試験材カ合格スルトキハ之ヲ合格トス

第十九條 遞信大臣ハ本章ノ規定ニ合格セサル材料ト雖材料試験ノ成績ニ徵シ之カ使用ヲ認可ス
ルコトアルヘシ